

社会福祉法人 光明童園 2020 年度事業報告

1. 法人の理念

浄土真宗のみ教えを根幹とし、親鸞聖人が述べられた「世の中安穏なれ」の願いのもと、誰もがいつくしみ（慈愛）をたたえた眼差しを持ち（眼施）、すべての人が尊ばれ、社会の一員として重んじられ、良い環境の中で安心して共に生かされ生きる社会を目指す。

社会福祉法人光明童園のスローガンを、『子どもたちの幸せのために～子どもと共に、働く人と共に～』とする。

2. 基本方針

児童養護施設においては、児童福祉法第 41 条「保護者のない児童、虐待されている児童その他環境上養護を要する児童を入所させて、これを養護し、あわせて、退所した者に対する相談、その他の自立のための援助することを目的とする施設とする」を基本として、

人権を尊重し個性を大切にす

安心安全な生活の場の提供

人との関わりや絆をしっかりと築き、心身の健康を守り育てる

を柱に、児童とともに生活していく中で、和顔愛語（なごやかな笑顔・やさしい言葉・おもいやりの心）に基づく「報恩感謝」の生活を実践し、強く明るく行きぬき、常にわが身を省み、互いにうやまい助け合う、そのような人間に育成する。また、対外的には、地域性を最大限に生かした社会性をはかり、地域の中に根ざした施設づくりに努力邁進する。児童発達支援センター及び児童家庭支援センターにおいては、家庭や各関係機関との連携をより充実させていくことで子育てのしやすい環境、地域作りを目指す。

2020 年度は、上記「法人の理念」に基づき、「子どもたちの幸せのために～子どもと共に、働く人と共に～」をスローガンに事業経営を行った。新たな法人としての取組では、法人のホームページの開設、中長期計画の策定などを行い、前年に引き続き人事異動・法人職員アンケート、法人統一の虐待防止チェックリスト実施（年 2 回）などを行った。また、2020 年 10 月より子どもの福祉の向上及び保護者の就労等の支援を実現する事を目的とする医療的ケア児保育支援事業、2021 年 2 月には、地域の児童、家庭の福祉の向上を図ることを目的とする児童家庭支援センターを開設した。

3. 法人経営

(1) 理事会、評議員会の開催

評議員会	令和 2 年 6 月 令和 2 年 12 月	事業報告、決算報告 定款変更について
理事会	令和 2 年 5 月	事業報告、決算報告、評議員会開催内容、理事長の業務執行状況報告、法人改善会議報告
	令和 2 年 9 月	医療的ケア児保育支援事業の承認について、法人改善会議報告、諸規程の一部変更、補正予算について、新型コロナウイルス緊急対策支援事業補助金事業計画について、児童養護施設光明童園「丸紅基金」への申請について、児童発

		達支援センターにここ創設について
	令和2年12月	補正予算、法人改善会議報告
	令和3年3月	補正予算、次年度事業計画、予算、理事長の業務執行状況報告
監査	令和2年5月	法人監事監査
苦情解決第三者委員会	令和2年5月	苦情解決第三者委員連絡会

(2) 法人経営会議の強化

社会福祉法人には「運営」ではなく、「経営」の視点がよりもとめられることから、前年度まで「法人運営会議」の名称で行ってきた会議を「法人経営会議」へと改称した。各施設担当者が定期的に（年4回）集まり法人経営についての会議を予定していたが、2020年度においては新型コロナウイルス感染症の影響により1回のみで開催になった。又、委員会活動においては、新たに人材育成委員会を設置し、人材確保・育成・定着を図ると共に障害者雇用にも積極的に取り組んだ。各委員会の事業報告は別紙のとおり。

(3) 経営者会議

法人内の事業所の管理者と法人事務担当者、8者が定期的（月1回）に集まり経営者会議を行った。各施設の現状や課題、取り組みの共有を図った。

(4) 中長期計画の策定

社会福祉法人光明童園が取り組むべき事業活動と経営基盤強化の両面での指針を示すことを目的に策定。2020年度から2024年度までの5か年間を計画期間とし、2020年度の評価を行った。

(5) 働き方改革プロジェクト

各事業所内の代表者が集まり、職員の働き方・休み方の見直し及び改善に向けた検討を行い、職員の仕事に対するモチベーションを高めるとともに、業務効率化につなげるよう定期的に検討会を行った。

(6) 法人改善会議

適正な法人・施設運営を行っていくことを目的として、法人事務局、各事業所管理者、光明童園ユニットリーダー、湯出光明童園主任のメンバーにより定期的に会議を開催した。児童支援・職員状況の把握及び改善、人事異動、法人職員アンケート、新型コロナウイルス対策の状況把握等を行った。

(7) 情報発信

法人のホームページを開設し、法人全体の情報や、法人の業務及び財務情報など公表が必要な情報について積極的に公表することにより、経営の透明性を図った。

(8) コンプライアンスの徹底

社会福祉法等の慣例法令はもとより社会的ルールやモラルを遵守した経営を行うため、上級職員を対象にコンプライアンスについての研修を計画していたが、新型コロナウイルス感染症の影響ため実行に至らなかった。

(9) 経営の透明化

公正かつ透明性の高い適正な経営の取組を行うことを目的として、外部の専門家による監査及び相談支援体制を構築した。

(10) 組織力アップを目的としたコーチングへの取り組み

コミュニケーション力の向上とリーダーシップやマネジメント能力アップ、加えて組織全体の活性化を目指して、専門家によるコーチングを受講した。

(11) 地域における公益的な取組

委員会（お役に立ち隊）を中心に地域の老人福祉施設や单身のご高齢者の方へ、子どもたちが育てた花の苗のお届け、手作りマスクの配布、災害ボランティア、近隣の地区のごみ拾い等を行った。

また、2020年2月より、地域の縁がわ事業（子ども・高齢者・障害者など、地域の誰もが気軽に集い、支え合う地域の拠点となるもの）、地域ふれあいホーム（地域の縁がわに、デイサービスや夜間宿泊サービスなどの機能を併せ持った共生型の施設）の事業を開設した。

4. 施設運営について

(1) 諸規程の一部変更について

- (1) 管理規程の一部変更を行った。
- (2) 就業規程の一部変更を行った。
- (3) 給与規程の一部変更を行った。
- (3) 経理規程の一部変更を行う。

(2) 地域支援

(1) 子育て短期支援事業

2020年度においては、新型コロナウイルス感染症の影響により水俣市以外からの受け入れが難しくなった。

(2) ファミリーサポートセンター

平成23年7月より、地域において育児の援助を受けたい者を会員として組織化し、相互に援助を行うことより、仕事と育児を両立し安心して働くことや子育てが出来る環境づくりに資することを目的として、水俣市との委託契約を結び、ファミリーサポートセンター事業を行っている。登録者は、協力会員29名、依頼会員87名、両方会員13名の計129名で、実際の預かり利用者は、以下の通り。

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	計
利用数	1	2	0	2	0	2	3	0	1	1	4	0	16

(3) 病児・病後児保育事業 「もくれん」

保護者が就労している場合等において、児童が病気又は病気回復期にあり、集団保育や家庭での保育が困難な場合に、当該児童を適切な処遇が確保される施設において一時的に預かる病児・病後児保育事業を実施することにより、保護者の子育てと就労等の両立を支援するとともに、児童の健全な育成及び資質の向上に寄与することを目的とする。

詳細は別紙参照

(4) 児童家庭支援センター

地域の児童の福祉に関する各般の問題につき、児童に関する家庭その他からの相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものに応じ、必要な助言を行うとともに、市町村の求めに応じ、技術的助言その他必要な援助を行うほか、保護を要する児童又はその保護者に対する指導を行い、あわせて児童相談所、児童福祉施設等との連絡調整等を総合的に行い、地域の児童、家庭の福祉の向上を図ることを目的とする。

詳細は別紙参照

(5) 医療的ケア児保育支援事業

保護者の就労等により保育が必要で、日常的に医療的ケアを必要とする就学前児童（以下、「医療的ケア児」という。）の保育所入所に対応するため、医療的ケア児の日常通っている保育所等（以下「保育所等」という。）が医療的ケアを行うことができない日に、保育所等に看護師を派遣し、医療的ケアを安全に提供できる保育環境の整備を図り、もって子どもの福祉の向上及び保護者の就労等の支援を実現する。

